

第9回 埼玉県新型コロナウイルス感染症専門家会議 次第

日時 令和2年6月15日(月)
16時00分～18時00分
会場 危機管理防災センター本部会議室

1 開会

2 議事

新型コロナウイルス感染症 現状の分析・評価と今後の対応

3 閉会

配布資料一覧

- 1 出席者名簿
- 2 ご議論いただきたいポイント
- 3 配席図
- 4 埼玉県新型コロナウイルス専門家会議設置要綱
- 5 説明資料 1 PCR検査等の現状
- 6 説明資料 2 陽性率の推移
- 7 説明資料 3 陽性者数と退院・療養終了者数の推移
- 8 説明資料 4 病床使用率の推移
- 9 説明資料 5 孤発例の推移
- 10 説明資料 6 陽性者市町村別分布
- 11 説明資料 7 陽性者の年齢別割合・年齢別死亡割合
- 12 説明資料 8 外出自粛等の解除の検討の目安について
- 13 説明資料 9 施設の使用停止の協力要請の解除について
- 14 説明資料 10 酒類提供時間制限の協力要請の解除について
- 15 説明資料 11 県立学校の臨時休業の対応について
- 16 説明資料 12 退院基準・解除基準の改定

埼玉県新型コロナウイルス専門家会議出席者名簿

【委員（敬称略 五十音順）】

岡部 信彦 川崎市健康安全研究所 所長
金井 忠男 埼玉県医師会 会長
川名 明彦 防衛医科大学校 教授
坂木 晴世 国立病院機構西埼玉中央病院 専門看護師
松田 久美子 埼玉県看護協会 会長
光武 耕太郎 埼玉医科大学国際医療センター 教授

【県側参加者】

大野 元裕 知事
高田 直芳 教育長
森尾 博之 危機管理防災部長
関本 建二 保健医療部長
星 永進 保健医療部 参事
本多 麻夫 保健医療部 参事
岸本 剛 衛生研究所 副所長

ご議論いただきたいポイント

埼玉県の現状分析・評価を踏まえた今後の対応について

ア 現状の分析・評価

イ 施設の使用停止の協力要請の解除について

ウ 酒類提供時間制限の協力要請の解除について

エ 県立学校の臨時休業の対応について

オ 退院基準・解除基準の改定

埼玉県新型コロナウイルス感染症専門家会議設置要綱

（目的）

第1条 新型コロナウイルス感染症等の発生状況等を踏まえ、本県の実情に合った対策を検討するために、県内外の感染症の専門家からなる「埼玉県新型コロナウイルス感染症専門家会議」（以下「専門家会議」という。）を設置する。

（項目）

第2条 専門家会議は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事項について意見を述べるものとする。

- (1) 新型コロナウイルス感染症等に関する県の医療体制に関すること
- (2) 今後取り組むべき感染拡大防止策に関すること
- (3) その他必要とする項目に関すること

（組織）

第3条 専門家会議は、別紙に掲げるメンバーをもって構成する。

2 主宰は知事が行う。

3 主宰に事故あるとき又は主宰が欠けたときは、主宰があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

（会議）

第4条 専門家会議は主宰が招集し、意見を聴く項目を提示し、会の進行を行う。

（会議の公開・非公開）

第5条 専門家会議は原則非公開とする。

（事務局）

第6条 専門家会議の庶務は、保健医療部保健医療政策課において処理する。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、主宰が別に定める。

附則

この要綱は、令和2年3月2日から施行する。

別紙（第3条関係）

岡部 信彦 川崎市健康安全研究所 所長

金井 忠男 埼玉県医師会 会長

川名 明彦 防衛医科大学校 教授
<内科学（感染症・呼吸器）>

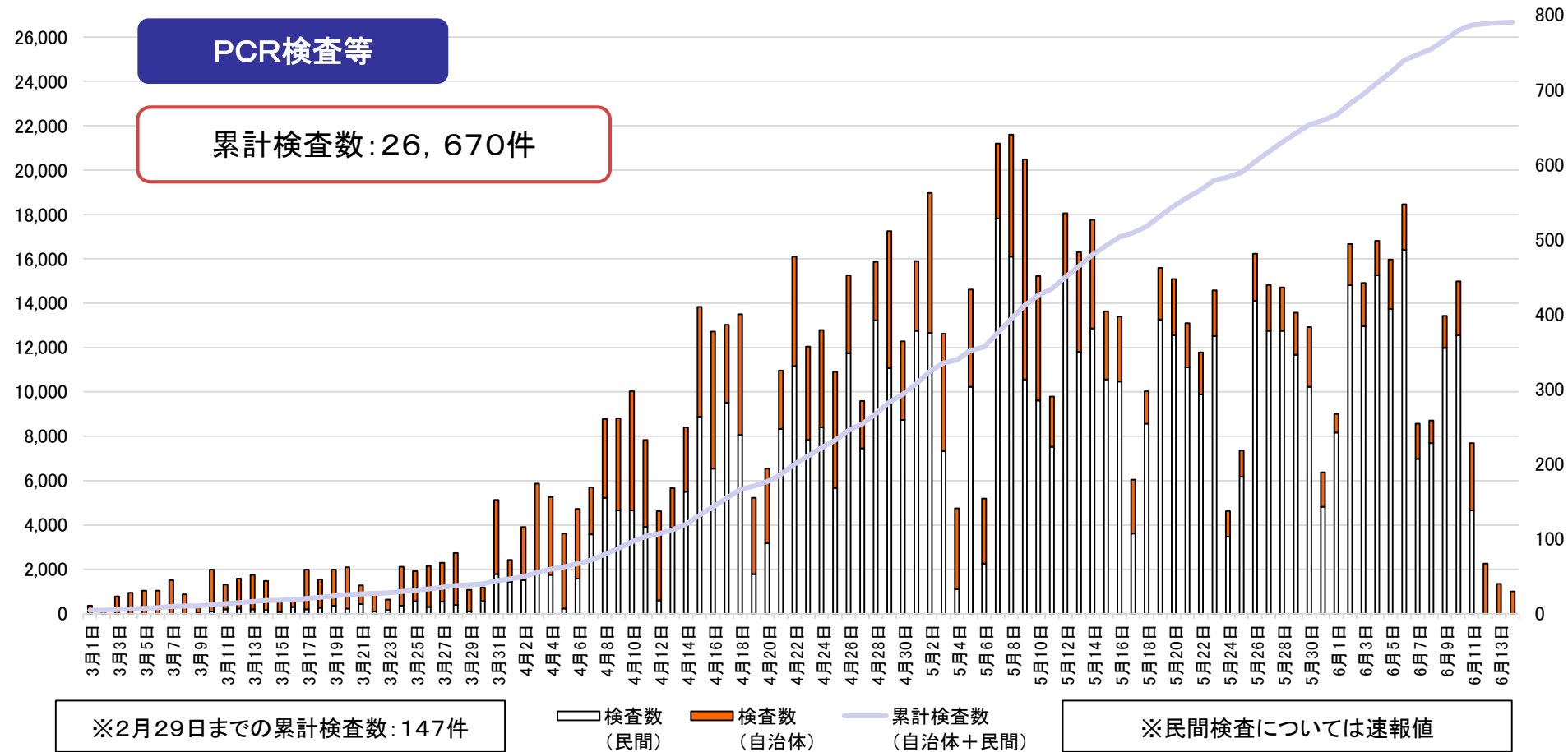
坂木 晴世 独立行政法人国立病院機構西埼玉中央病院
感染管理認定看護師

松田 久美子 埼玉県看護協会 会長

光武 耕太郎 埼玉医科大学国際医療センター教授
<感染症科・感染制御科>

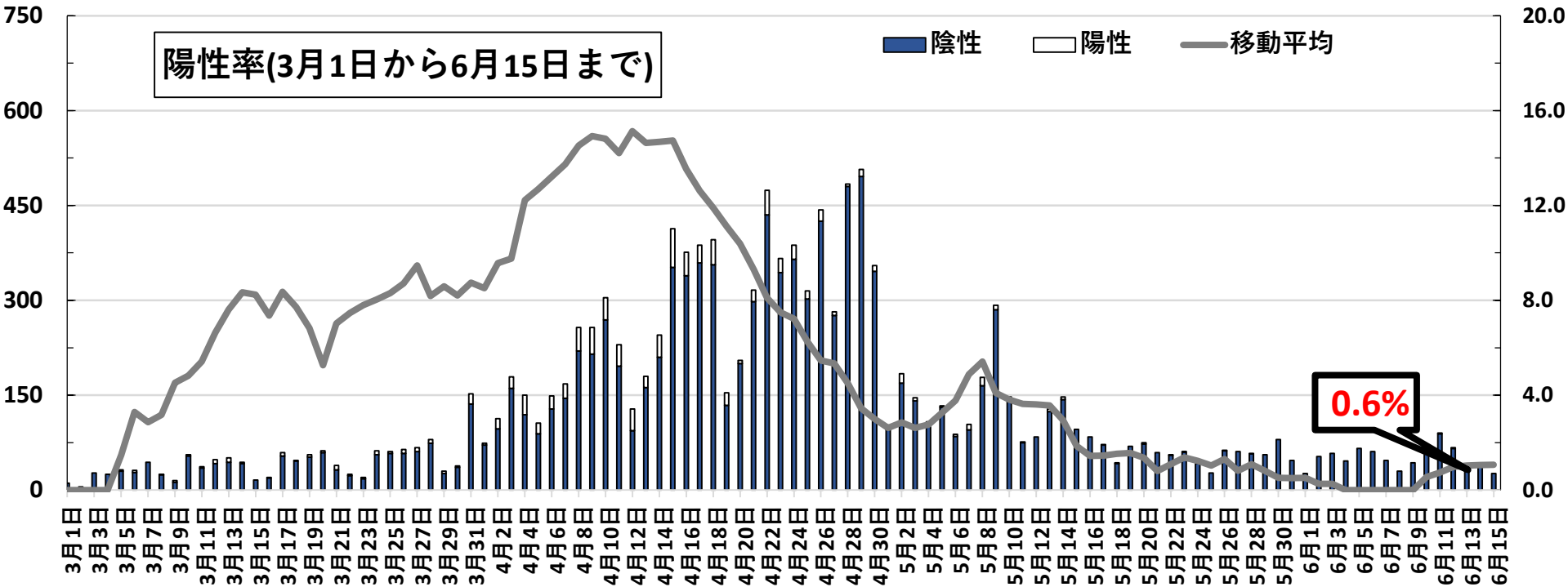
PCR検査等の現状

資料 1



陽性率の推移

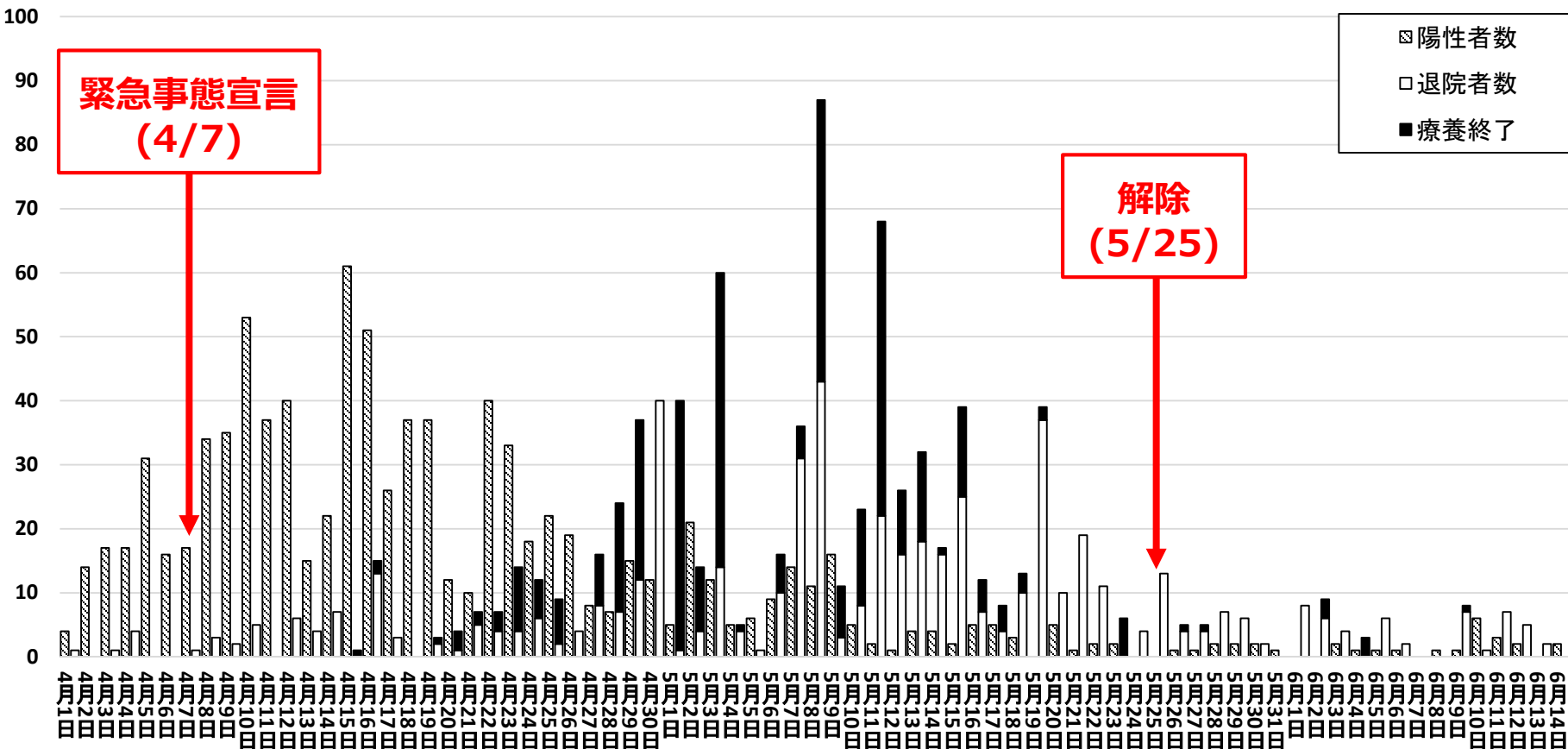
資料 2



※陽性率は、民間検査の検査人数が報告されるまでのタイムラグなど日々の結果のばらつきを平準化し全体の傾向を見る趣旨から、移動平均の値を使用。
「過去7日間に判明した陽性者数」を「過去7日間に判明した陽性者数と陰性者数の和」で除した値を、その日の「陽性率(移動平均)」としている。
※民間検査分は速報値であるため、遡って数値を修正する場合がある。
※陰性確認のための検査は含まれていない。

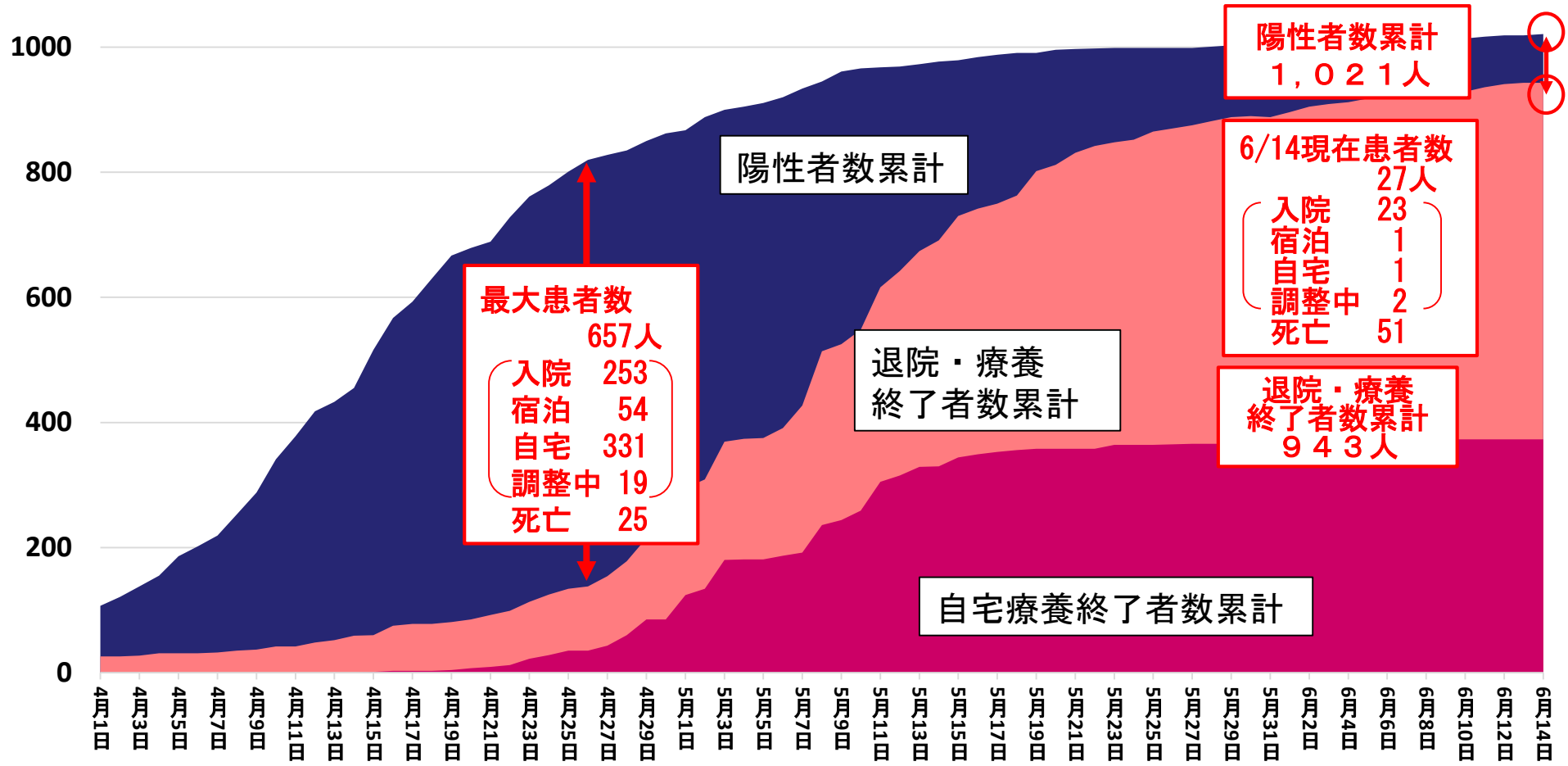
陽性者数と退院・療養終了者数の推移(日別)

資料3



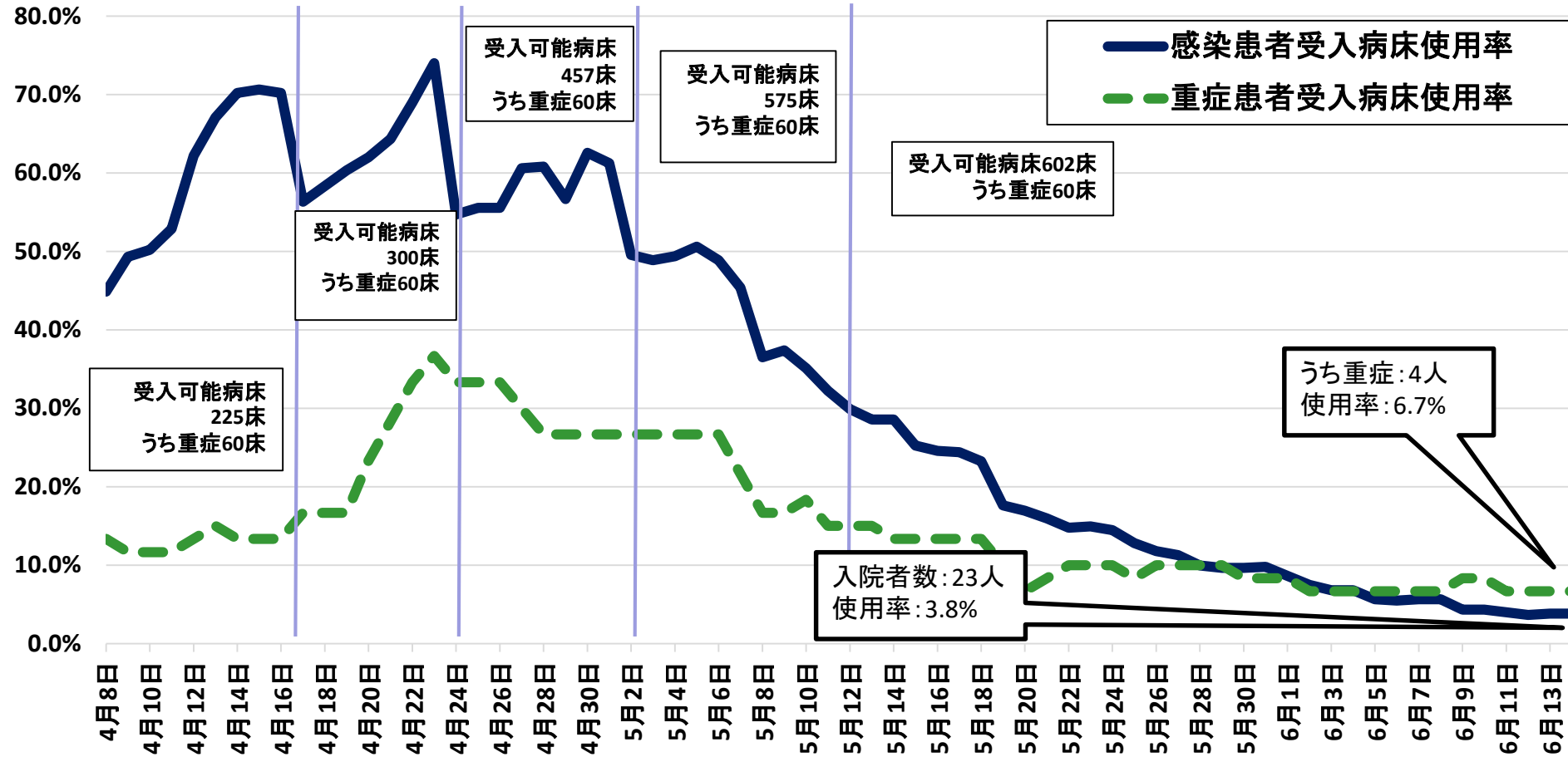
陽性者数と退院・療養終了者数の推移(累計)

資料3-1



病床使用率の推移

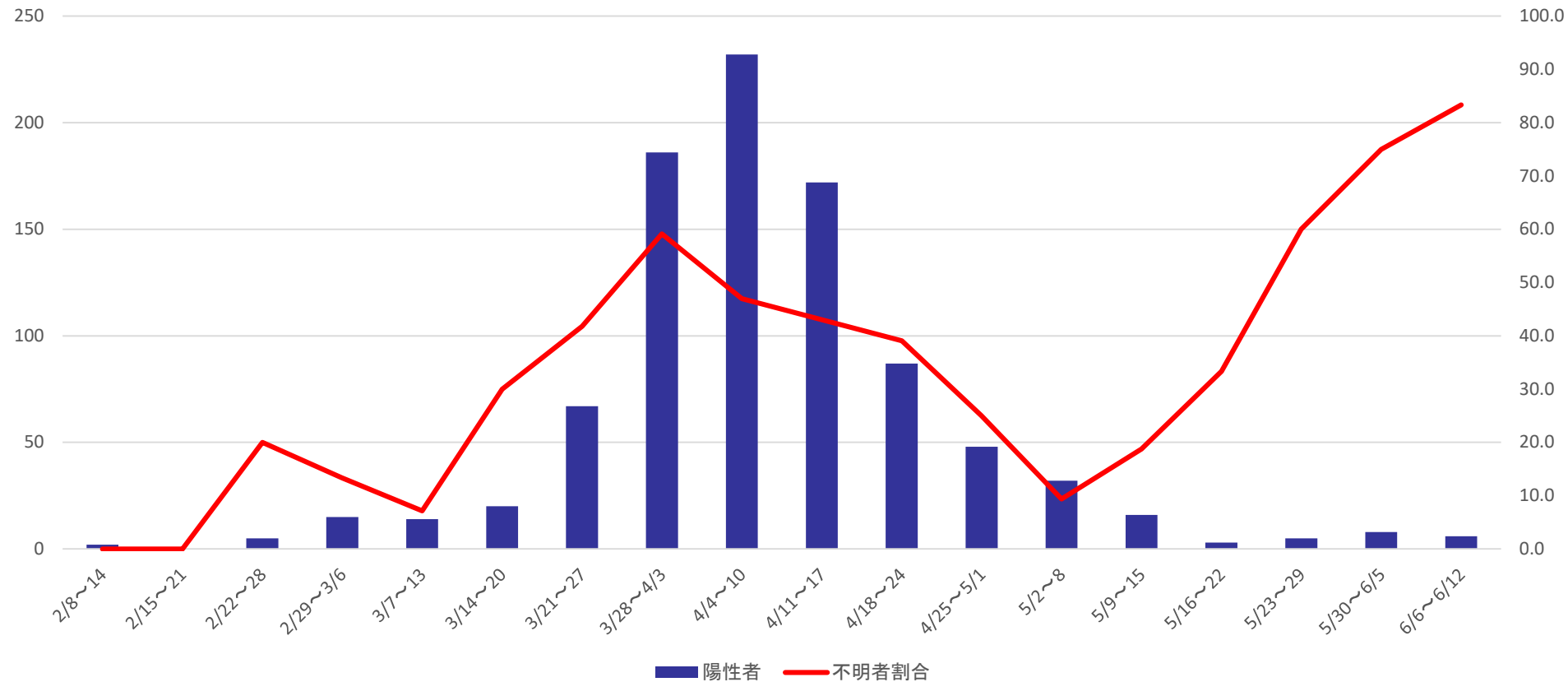
資料 4



孤発例の推移

資料5

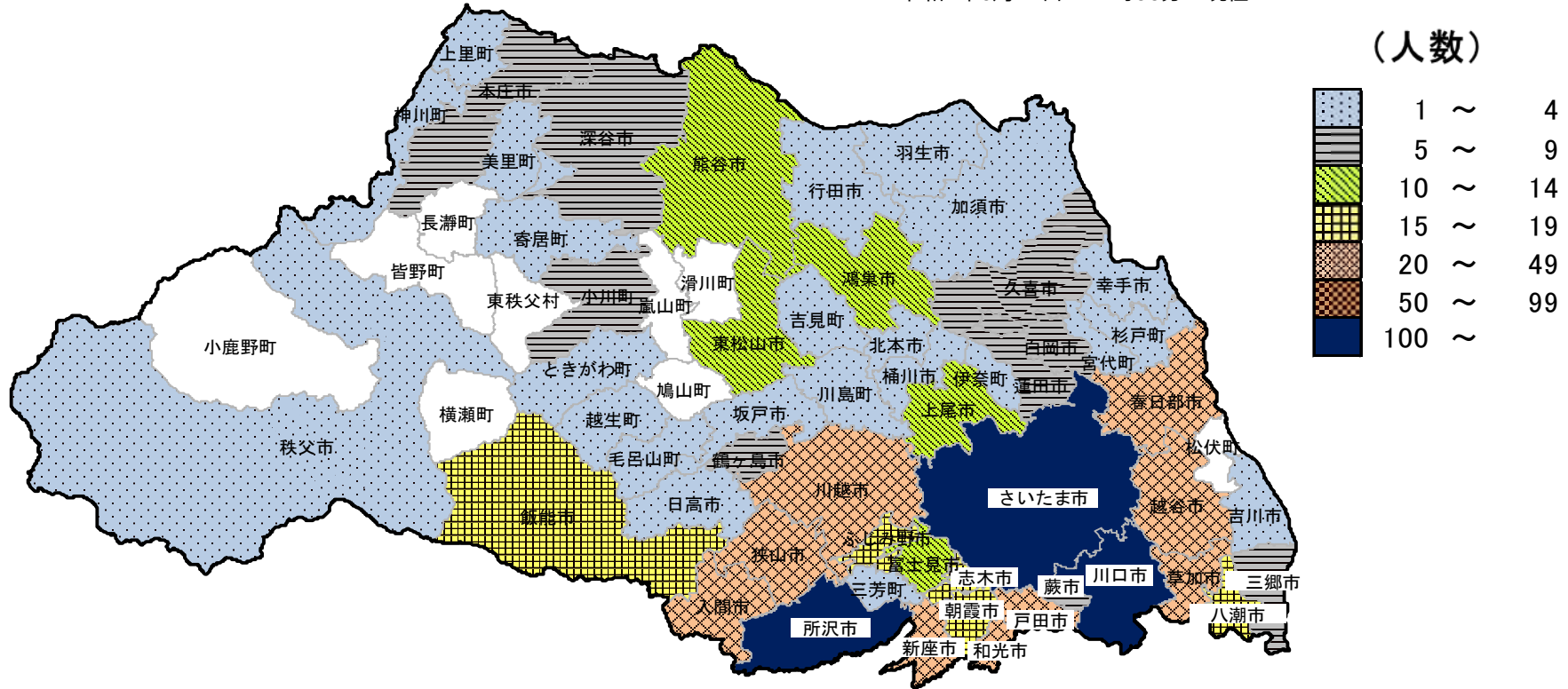
感染経路不明者の推移(7日ごと/発症日)



陽性者県内市町村別分布

資料 6

令和2年6月14日 17時00分 現在



陽性者県内市町村別分布(直近2週間)

資料6-1

令和2年6月14日 17時00分 現在

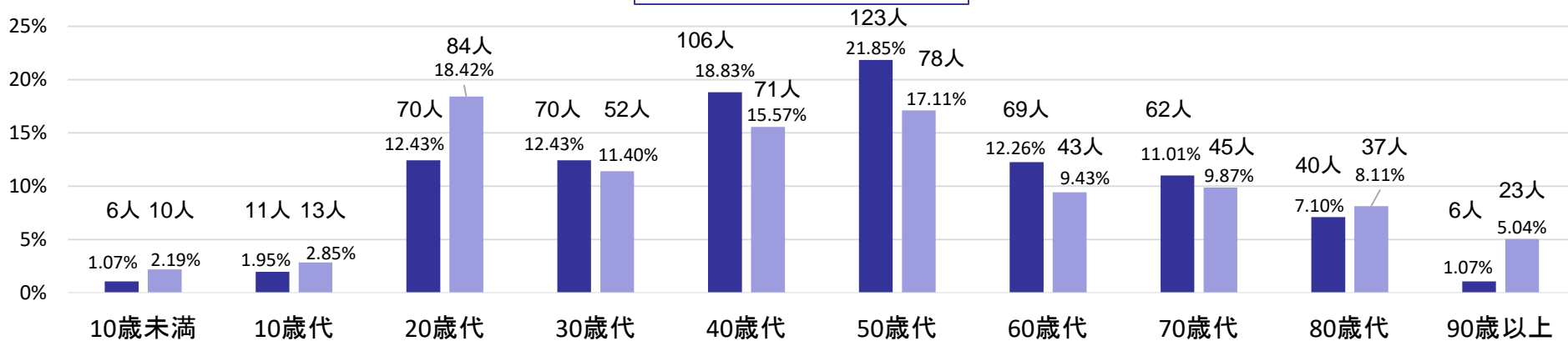


陽性者の年齢別割合・年齢別死亡割合

資料 7

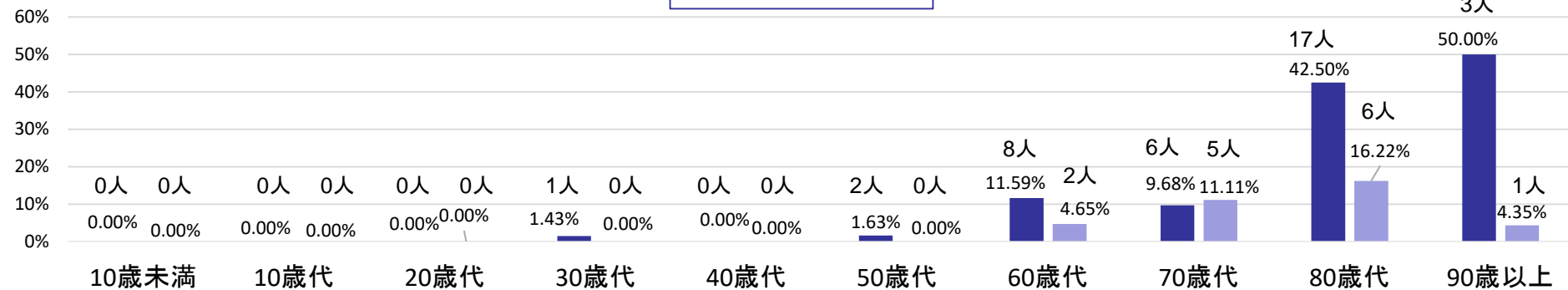
陽性者の年齢別割合

■ 男性 ■ 女性



年齢別死亡割合

■ 男性 ■ 女性



外出自粛等の解除の検討の目安について

資料8

分類		新規陽性者数 (集団感染分を除く)	孤発割合 (週30人以上の場合)	重症ベッドの 占有率	東京都の感染者数	
県民への要請	外出自粛	週20人以下	25%未満	50%以下	週100人以下	
事業者への要請	博物館・美術館・図書館	週50人以下	30%未満	50%以下	週100人以下	
	クラスター未発生の自粛要請施設 (劇場、映画館、集会場等)	週20人以下	25%未満	50%以下	週100人以下	
	特段の留意が必要な自粛要請施設★	水泳場など運動施設	週20人以下	25%未満	50%以下	週100人以下
		スポーツジム、ヨガ等	週10人以下	25%未満	50%以下	7日連続10人以下
		ナイトクラブ、カラオケ等	週10人以下	20%未満	50%以下	7日連続10人以下
	酒類提供時間制限	解除	週7人以下	20%未満	50%以下	週35人以下
緩和		週35人以下	30%未満	50%以下	週100人以下	

★ 60日連続で感染経路になっていない場合

外出自粛等の再要請の検討の目安について

分類		新規陽性者数	東京都の感染者数	
県民への要請	外出自粛	週100人以上 ☆	週200人以上	
事業者への要請	博物館・美術館・図書館	週120人以上 ☆	週240人以上	
	クラスター未発生の自粛要請施設★ (劇場、映画館、集会場等)	週100人以上 ☆	週200人以上	
	特段の留意が必要な自粛要請施設 ★	水泳場など運動施設	週70人以上 ☆	—
		スポーツジム、ヨガ等		
		ナイトクラブ、カラオケ等		
酒類提供時間制限	週70人以上 ☆	週100人以上		

- ★ 感染経路であることが明らかになった場合は、新規陽性者数等に関わらず速やかに再要請を検討。
- ☆ 重症ベッドの占有率が50%を超えている場合は、2/3倍にする。

外出自粛等解除の検討の目安の現状値

資料8-1

6月14日時点の現状値

6月8日～6月14日の1週間(公表ベース)

新規陽性者数 (*1)	孤発割合 (*2)	重症ベッドの 占有率(移動平均)	東京都の 感染者数	
14人	78.6%	7.1%	161人	
陽性者総数 14人	陽性者総数 14人	重症者数 延べ30人 (420床/週)	6月 8日	13人
集団感染と疑われ る事例 0人	うち孤発例 11人 ※週30人以下なので 参考値		6月 9日	12人
			6月10日	18人
			6月11日	22人
			6月12日	25人
			6月13日	24人
			6月14日	47人

*1 追跡調査可能な集団感染を除く

*2 孤発例とは、感染経路が特定できない事例。週の陽性者数が30人以上の場合に基準とする。

(案)

埼玉県における施設の使用停止の協力要請の解除について

本県では、現在特別措置法第24条第9項に基づき、令和2年5月7日から令和2年6月18日までの期間で一部の施設の使用停止について協力を要請しています。

接待を伴う飲食業、ライブハウスなどの業界団体が政府や専門家と協議を進め、事業所における感染防止対策に関するガイドラインが作成されるとともに、彩の国「新しい生活様式」安心宣言が提出されました。

こうしたことを踏まえ、特別措置法第24条第9項の協力要請について、下記のとおり解除を進めたいと考えています。

記

1 使用停止の協力要請を解除する施設

施設の種類	内 容
遊興施設等	接待を伴う飲食業、ライブハウス、性風俗店

2 協力要請の解除にあたっての前提

彩の国「新しい生活様式」安心宣言の実践など徹底した感染防止策を講じること

彩の国「新しい生活様式」安心宣言

～ 私たちは以下のすべてを遵守することを宣言します ～

- | | |
|---|--|
| <p>1 3密を徹底的に回避します</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎時の換気 ・一定の数以上の入場制限
(屋外でお待ちいただきます) ・受付や更衣室、喫煙所での密集防止 ・社会的距離の確保 <p>2 感染防止の対策を行います</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発熱などの症状がある方の制限 ・症状のある従業員の出勤制限 ・手洗いや手指の消毒の徹底、
手の触れる場所の消毒 ・マスクの着用 ・共用する物品などの最小化 ・鼻水・唾液のついたごみは
ビニール袋に入れて密閉 <p>3 安全のための設備にします</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入口等に消毒設備、体温計の設置 ・毎時の換気と消毒の徹底 ・共通タオルの廃止、
ハンドドライヤーの使用中止 | <p>4 安心に向けた工夫をします</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事前予約の最大限の活用 ・衣服のこまめな洗濯 <p>5 行いません、行わせません</p> <ul style="list-style-type: none"> ・閉鎖空間での激しい運動や大声 ・22 時以降の酒類提供 <p>6 極力制限します</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一度に休憩する人数の制限 ・対面での食事や会話の制限 <p>7 重症化リスクに配慮します</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者や持病のある方への配慮
(高齢者利用時間の設定など) <p>8 新しい働き方に向け努力します</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オンライン会議 ・ローテーション勤務、時差通勤 |
|---|--|

業種別宣言

9 社交飲食業として次の取組を行います

- ・入口のドアや窓を開け、換気扇を回すなど、2方向で換気を行う。
 - ・個室などの密閉した部屋は基本的に使用しない。
 - ・対面ではなく、できるだけ横並びで座る。
 - ・席を1つ空けて空間を確保する。または人と人の間隔(1mを目安)を確保する。
 - ・会計時におけるキャッシュレスの推進。コイントレイの利用と定期的な消毒。
 - ・大声での会話が行われないようBGMや機械の効果音等を最小限に調整する。
 - ・お酌、グラスやおちょこの回し飲みを避ける。
 - ・カラオケの利用の場合、マイクを次のお客様のために消毒する。
 - ・大皿での料理提供の自粛をして個々に提供するか、従業員が取り分ける。
- ・これらの取組のほか、全国社交飲食業生活衛生同業組合連合会が示す「社交飲食業者における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」を遵守する。

宣言日： 令和 年 月 日

名 称： 埼玉県社交飲食業生活衛生同業組合



社交飲食業における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

令和2年6月13日策定
全国社交飲食業生活衛生同業組合連合会

1. 本ガイドラインについて

新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（2020年5月4日）においては、「今後、感染拡大の予防と社会経済活動の両立を図っていくに当たっては、特に事業者において提供するサービスの場面ごとに具体的な感染予防を検討し、実践することが必要になる。社会にはさまざまな業種等が存在し、感染リスクはそれぞれ異なることから、業界団体等が主体となり、また、同業種だけでなく他業種の好事例等の共有なども含め業種ごとに感染拡大を予防するガイドライン等を作成し、業界をあげてこれを普及し、現場において、試行錯誤をしながら、また創意工夫をしながら実践していただくことを強く求めたい。」とされたところである。

これを受け、同専門家会議の提言の中にある「各業種のガイドライン等の作成に当たって求められる基本的な考え方や留意点の例」等に留意しながら、当面の対策をとりまとめたところである。

なお、新型コロナウイルスの最新の知見や今後の各地域の感染状況等を踏まえて、本ガイドラインは随時見直すこととする。

2. 感染防止のための基本的な考え方

社交飲食業では、これまでにクラスターの発生が確認されていることから、感染リスクを抑制するため適切な感染予防対策を講ずる必要がある。

施設管理者は、施設の規模や提供するサービスの形態を十分に踏まえ、施設内及びその周辺地域において、当該施設の従業員のほか、お客様への新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、最大限の対策を講ずるものとする。

本ガイドラインは、社交飲食業の事業者が本格的に事業を再開するにあたって、現場の実情に配慮して①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人々が密集している）、③密接場面（互いに手を伸ばしたから届く距離での会話や発声が行われる）という3つの条件（いわゆる「三つの密」）を避け、手洗いなどの一般衛生管理の実施、人と人との間隔の確保（できるだけ2mを目安に（最低1m）確保するよう努める）等を通じて、お客様と社交飲食業に働く従業員の安全・安心を確保するための参考となる具体的取組等を示すことを旨とする。

なお、社交飲食業には、カフェー、バー、キャバレー、スナックなど様々な営業種別があり、さらには接待行為の有無やカウンター、テーブルといった設備などにより様々な営業形態が存在する（例えば、キャバレー等の接待行為を伴う飲食店があり、また、バーの中には、接待行為を伴わないと想定されるホテルバーなどの形態がある。この「接待行為」とは飲食店の従業員によるものを意味する。）。事業者は、以下に示すような対応

策を参考に、それぞれの営業形態に応じた感染防止対策を講ずる必要がある。

3. 施設管理者が講じるべき具体的な対策

(1) リスク評価

施設管理者は、新型コロナウイルス感染症の主な感染経路である接触感染(①)と飛沫感染(②)のそれぞれについて、従業員や顧客等の動線や接触等を考慮したリスク評価を行い、そのリスクに応じた対策を検討する。

①接触感染のリスク評価

他者と共有する物品やドアノブなど手が触れる場所を特定し、これらへの接触の頻度を評価する。高頻度接触部位(レジ、ドアノブ、手すり、エレベーターのボタン、テーブル、イス、メニューブック、タッチパネル、カラオケマイク、ダーツ、電気のスイッチ、トイレ、蛇口、洗面台等)には特に注意する。

②飛沫感染のリスク評価

施設における換気の状態を考慮しつつ、人と人との距離がどの程度維持できるか、施設内で大声などを出す場所がどこにあるか等を評価する。

(2) 施設内の各所における対応策

①留意すべき基本原則と各エリア・場面の共通事項

- ・ 店舗では食品衛生法を遵守して食品の安全で衛生的な取扱いを徹底させる。
- ・ 営業時間や提供メニュー品目の工夫、予約・空席状況等について、お客様へ店内外の掲示やITテクノロジー等を積極的に活用して情報発信し、店舗が社会的距離や安全性を考慮して感染防止に努めながら営業していることをお客様に理解していただく。
- ・ 国や自治体から適宜発表される最新情報(方針や助言)の確保に留意し、新型コロナウイルス感染症防止対策として以下の基本事項を確実に押さえながら、事業を継続する。
- ・ 人との接触をできるだけ避け、対人距離を確保する。(できるだけ2mを目安に(最低1m))
- ・ 感染防止のためお客様の整理を行う。(密にならないように対応(店舗定員の50%を目安とする。)).発熱またはその他の感冒様症状を呈している者の入店制限を含む。)
- ・ 入店時にアンケートを実施し、連絡先や体調を記載してもらう。アンケート用紙は適切な期間(当面の間1ヶ月を目安に)保存する。

- ・ 入口及び施設内の手指の消毒設備の設置または石鹸と流水による手洗いの励行。
- ・ マスク（適宜フェイスガード）の着用（従業員及びお客様に対する周知）。
- ・ 施設の換気（2つの窓を同時に開けるなどの対応も考えられる）。サーキュレーターの使用、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則第7条」に反しない限りの定期的な窓開け。
- ・ お客様の入れ替わりに応じて、適宜、施設及び共用物品の消毒。
- ・ お客様が共用する物品や手が頻回に触れる箇所を工夫して最低限にする。
- ・ 人と人が対面するカウンター席等は、できるだけアクリル板・透明ビニールカーテンなどで遮蔽するなどの工夫をする。
- ・ 適切な予防策を講じるため飲酒が過量にならないよう注意喚起する。

②お客様の安全

1) 入店時

- ・ 店舗入口には、以下の場合に入店をお断りさせていただく旨を掲示する。
 - 入店前に検温を行い、発熱がある場合
 - 咳・咽頭痛などの症状がある場合
 - 新型コロナウイルス感染症の陽性と判明した者との濃厚接触がある場合
 - 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされる国・地域等への渡航並びに当該国・地域の在住者との濃厚接触がある場合
- ・ 店舗入口や手洗い場所には、手指消毒用に消毒液（消毒用アルコール等）を用意する。
- ・ 店舗入口及び店内に、食事中以外はマスクの着用をお願いする旨掲示する。
- ・ 飛沫感染・接触感染を防止するために十分な間隔（できるだけ2mを目安に（最低1m）確保するよう努める）をとることが重要であることをお客様に理解してもらい、店内が混み合う場合は入店を制限する。
- ・ 重症化リスクが高い高齢者や基礎疾患のある方には十分な配慮を行う。

2) 客席へのご案内

- ・ テーブルは、飛沫感染予防のためにパーティションで区切るか、できるだけ2m（最低1m）以上の間隔を空けて横並びで座れるように配置を工夫し、カウンター席は密着しないように適度なスペース（できるだけ2mを目安に（最低1m）確保するよう努める）を空けるまたはパーティションで区切るなど工夫する。
- ・ 真正面の配置を避けるか、またはテーブル上にできるだけ区切りのパーティション(アクリル板等)を設けるなど工夫する。

3) テーブルサービスとカウンターサービス

〈共通事項〉

- ・ テーブルサービスで注文を受けるときは、お客様の正面を避けて立ち、間隔（できるだけ2mを目安に（最低1m）確保するよう努める）を保つ。
- ・ お客様が入れ替わる都度、テーブル・カウンターを消毒する。
- ・ カウンターサービスは、従業員とカウンター席との間隔（できるだけ2mを目安に（最低1m）確保するよう努める）を保つ。
- ・ カウンターで注文を受けるときはお客様の正面に立たないように注意する。
- ・ カウンターでは、従業員のマスク着用のほか、できるだけ区切りのパーティションの設置など工夫する。
- ・ 従業員はトイレ使用后など頻繁に石鹸と流水による手洗いを実施し、テーブル移動時には手指消毒を励行する。特に、お客様にグラス等を手渡す者は注意する。
- ・ お客様同士のお酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けるよう、業態に応じ、掲示等により注意喚起する。
- ・ 個室を使用する場合は、十分な換気を行う。
- ・ お客様には来店時やトイレ使用後に石鹸と流水による手洗いや手指消毒を行うよう注意喚起する。

〈接待行為を伴う店舗の留意事項〉

- ・ フルーツや菓子などは、大皿は避けて、料理は個々に提供する、従業員等が取り分けるなど工夫する。
- ・ カラオケを歌うお客様にもマスク（適宜フェイスガード）の着用を

願います。

- ・ カラオケマイクの定期的な消毒。(お客様ごとまたは30分に一度程度)
- ・ お客様の横に着いて一緒にカラオケやダンス等を行うなどの接客は、当面の間自粛する。
- ・ お客様の近距離で行うライブ、ダンス、ショー、シャンパンコールなどは当面の間自粛する。実施せざるを得ない場合は、人が密集しないよう、人数の制限や客席とステージの距離(原則2m)の確保を行う。

4) 会計処理

- ・ 会計処理に当たる場合は、可能であれば、電子マネー等の非接触型決済を導入する。現金、クレジットカード等の受け渡しが発生する場合には、手渡しで受け取らず、コイントレイ(キャッシュトレイ)などを使用する。また、コイントレイは定期的に消毒する、会計の都度手指を消毒するなど工夫する。

③ 従業員の安全衛生管理

- ・ 従業員は必ず出勤前に体温を計る。発熱や風邪の症状がみられる場合は、店舗責任者にその旨を報告し、自宅待機とする。
- ・ 従業員は出勤時に必ず体温を計り、店舗責任者に報告する。
- ・ 従業員の健康管理において最も重要なことは、各自が店舗に新型コロナウイルスを持ち込まないことである。
- ・ 店舗責任者は従業員の緊急連絡先や勤務状況・健康状態を把握するよう努める。
- ・ 感染した従業員、濃厚接触者と判断された従業員の就業は禁止する。
- ・ 店舗ではマスク(適宜フェイスガード)を適切に着用し、頻繁かつ適切な手洗い等を徹底する。
- ・ 従業員やその家族が過度な心配や恐怖心を抱かないよう、また風評被害や誤解などを受けないよう、事業者は現状を的確に従業員に伝える(従業員へのリスク・コミュニケーション)。
- ・ 食品を扱う者の健康管理と衛生管理を徹底する。
- ・ 従業員のロッカールームや控え室(以下「控え室」という。)は換気し、空調設備は定期的に清掃する。

- ・ 控え室は、一度に休憩する人数を減らし、対面で飲食や会話をしないようにするとともに、従業員が出入りする際は、入退室の前後に手洗いをする。
- ・ 控え室において従業員は十分な対人距離（できるだけ2mを目安に（最低1m）確保するよう努める）を確保する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症と診断された場合や、新型コロナウイルス感染症患者と濃厚接触があり、保健所から自宅待機等の措置を要請された場合は、速やかに管理者等に報告するとともに、従業員の就業は禁止することを周知する。
- ・ これらの報告を受ける担当者及び情報を取り扱う範囲を定め、従業員に周知を行う。
- ・ 顔や髪をさわらない。
- ・ 新型コロナウイルス感染症についての相談目安及び「保健所」、「帰国者・接触者相談センター」の連絡先を従業員に周知を行う。

④ 店舗の衛生管理

- ・ 店内（客席）は適切な換気設備の設置及び換気設備の点検を行い、徹底した換気を行う（窓・ドア等の定期的な開放、常時換気扇の使用など）。
- ・ 店内清掃を徹底し、店舗のドアノブ等の設備等、多数の人が触れる箇所は定期的にアルコール消毒薬や次亜塩素酸ナトリウムで清拭する。また、テーブル、イスなどはお客様の入れ替わる都度、アルコール消毒薬や次亜塩素酸ナトリウム、台所用洗剤（界面活性剤）で清拭する。
- ・ 従業員は、店内の一箇所にお客様が集まらないように留意する。
- ・ トイレは毎日清掃し、ドアやレバー等の不特定多数が触れる箇所は定期的にアルコール消毒薬、次亜塩素酸ナトリウムで清拭する。
- ・ トイレのハンドドライヤーは使用を中止し、ペーパータオルを置くか、個人用にタオルを準備する。また、汚物は蓋をして流すよう、使用者に注意を促す。
- ・ 厨房の調理設備・器具を台所洗剤（界面活性剤）で清拭し、作業前後の手洗いなど、従来から取り組んでいる一般的な衛生管理を徹底する。
- ・ 感染防止対策に必要な物資（消毒剤、マスク、手袋、ペーパータオル及びそれらの使い捨て用品を廃棄する容器等）の一覧表（リスト）を作成し、十分な量を準備しておくか、または緊急時にすぐに入手できるよう予め手配をしておく。平時から使用した分をその都度補充し、常に一定の必要量を備蓄しておくことが望ましい（ローリングストック）。
- ・ ユニフォームや衣服はこまめに洗濯する。

- ・ 食品残渣、鼻水、唾液などが付いた可能性のあるごみ等の処理は手袋・マスクを着用してビニール袋等に密封して縛り、マスクや手袋を着用して回収する。マスクや手袋を脱いだ後は、必ず手を洗う。

彩の国「新しい生活様式」安心宣言

～ 私たちは以下のすべてを遵守することを宣言します ～

1 三密を徹底的に回避します

- ・毎時の換気
- ・一定の数以上の入場制限
(屋外でお待ちいただきます)
- ・受付や更衣室、喫煙所での密集防止
- ・社会的距離の確保

2 感染防止の対策を行います

- ・発熱などの症状がある方の制限
- ・症状のある従業員の出勤制限
- ・手洗いや手指の消毒の徹底、
手の触れる場所の消毒
- ・マスクの着用
- ・共用する物品などの最小化
- ・鼻水・唾液のついたごみは
ビニール袋に入れて密閉

3 安全のための設備にします

- ・入口等に消毒設備、体温計の設置
- ・対面場所の遮蔽
- ・毎時の換気と消毒の徹底
- ・共通タオルの廃止、
ハンドドライヤーの使用中止

4 安心に向けた工夫をします

- ・事前予約の最大限の活用
- ・衣服のこまめな洗濯

5 行いません、行わせません

- ・閉鎖空間での激しい運動や大声
- ・22 時以降の酒類提供

6 極力制限します

- ・一度に休憩する人数の制限
- ・対面での食事や会話の制限

7 重症化リスクに配慮します

- ・高齢者や持病のある方への配慮
(高齢者利用時間の設定など)

8 新しい働き方に向け努力します

- ・在宅勤務やオンライン会議
- ・ローテーション勤務、時差通勤

業種別宣言

9 ライブハウス業として次の取組を行います

店舗

- ・施設の消毒(マイク、ドアノブ、手すり等)
- ・換気をこまめに行う

来場者

- ・検温(熱がある場合は入場を拒否させていただきます)
- ・入場時の手指消毒 公演中もマスク(適宜フェイスガード等)の着用の要請
- ・来場人数は原則として従前の 50%以下を目安とする

- ・これらの取組のほか、日本ライブハウス協会が示す「ライブハウスにおける新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」を遵守する。

宣言日： 令和 年 月 日

名 称：NPO 日本ライブハウス協会



ライブホール、ライブハウスにおける
新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

令和2年6月13日策定

一般社団法人ライブハウスコミッション

NPO 法人 日本ライブハウス協会

飲食を主体とするライブスペース運営協議会

日本音楽会場協会

1. はじめに

本ガイドラインは、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日（令和2年5月4日変更）新型コロナウイルス感染症対策本部決定。以下「対処方針」という。）を踏まえ、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（令和2年5月14日。以下「提言」という。）において示されたガイドライン作成の求めに応じ、ライブホール、ライブハウス等店舗における新型コロナウイルス感染拡大予防対策として留意すべき事項を整理し、今後の取組の参考に供するために作成するものです。

本ガイドラインでは、提言4.（2）「業種ごとの感染拡大予防ガイドラインに関する留意点」、別添「『新しい生活様式』の実践例」における留意点及び「事務連絡」を参考に、京都大学 ウイルス・再生医科学研究所の宮沢孝幸准教授（附属感染症モデル研究センター ウイルス共進化研究分野主催）より新型コロナウイルス感染症予防の観点から頂戴したご意見・コメントも踏まえて、場面ごとに具体的な感染拡大予防措置を示しています。

なお、本ガイドラインの内容は、今後の対処方針の変更のほか、新型コロナウイルスの感染の動向や専門家の知見、店舗を利用する公演主催者であるイベンター、プロモーター並びに実演家団体等の意見等を踏まえ、必要に応じて適宜かつタイムリーに改訂を行うものいたします。

2. 感染防止のための基本的な考え方

ライブホール、ライブハウス等店舗の事業者(以下「店舗事業者」という。)、店舗にて公演を行う主催者(以下「公演主催者」という。)は、店舗の規模や公演の様態を十分に踏まえ、店舗の管理・運営に従事する者(以下「従事者」という。)、公演を鑑賞等するために店舗に来場する者(以下「来場者」という。)、出演者及び公演の開催に携わるスタッフ(公演主催者を除く。以下「公演関係者」という。)への新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、必要な対策を講じる必要があります。

3. 店舗事業者が講じるべき具体的な対策

(1) リスク評価

店舗事業者は、新型コロナウイルスの主な感染経路である接触感染(①)及び飛沫感染(②)のそれぞれについて、従事者、来場者及び公演関係者の動線や接触等を考慮したリスク評価を行うことが求められます。

また、それらの公演については、各都道府県において示される対応に基づいて実施の可否を公演主催者と協議のうえ判断する必要があります。

店舗の利用にあたっては、店舗事業者がそれらのリスク評価に基づき、リスクを回避すべきとの判断に至った場合は、できるだけ速やかに公演主催者に対してその旨を伝え、改善を要請する必要があります。

① 接触感染のリスク評価

他者と共有する物品やドアノブなど手が触れる場所を特定し、これらへの接触の頻度を評価します。高頻度接触部位(テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、キーボード、タブレット、タッチパネル、レジ、蛇口、手すり、エレベーターのボタン、券売機、ロッカー等)には特に注意を要します。

② 飛沫感染のリスク評価

店舗における換気の状態を考慮しつつ、人と人との距離や位置、方向、施設内で大声での対話等が頻発する場所等の状態を評価します。

③ 集客施設のリスク評価

公演の開催にあたっては、大規模な人数の移動が見込まれるか、県域を越えた移動が見込まれるか、店舗内での入退場が長時間滞留せず人と人との距離が一定程度確保できるかどうか等について、これまでの店舗の来場実績等に鑑み、評価します。

④ 地域における感染状況のリスク評価

地域の生活圏において、地域での感染拡大の可能性が報告された場合の施設管理への影響について評価します。

(2) 店舗内の各所における対応策

① ライブスペース内

- ・ 店舗事業者は、各回の公演ごとに、その公演前に、会場内のドアノブや手すり等不特定多数が触れやすい場所の消毒を行います。なお、消毒液は、当該場所に最適なものをを用いるようにする必要があります。(以下、消毒液に関する記載において同じ。)
- ・ 店舗事業者は、公演の前後及び公演の休憩中に、会場内の換気を行います。また、公演中も定期的に適切な換気を行ってください。
- ・ 店舗事業者は、公演主催者及び来場者に対して、対人距離をできるだけ2mを目安に最低1m確保するよう要請してください。
- ・ 店舗事業者は、公演主催者及び来場者に対して、出演者(演奏者・歌唱者等)と観客の間の距離を、なるべく2m確保するよう要請してください。それができない場合は、出演者から飛沫が拡散しないための適宜の対応(発声部分を中心に透明の遮蔽物を設ける等)を行うなど、飛沫感染対策を行ってください。

- ・ 店舗事業者は、公演主催者及び来場者に対して、公演中もマスク(適宜フェイスガード等)の着用を要請してください。

② 会場入口

- ・ 店舗事業者は、会場のすべての入口に、手指消毒用の消毒液を極力設置するようにしてください。不足が生じないよう定期的な点検を行う必要があります。
- ・ 会場入口の行列では、間隔(できるだけ2mを目安に最低1m確保するよう努める)を空けた整列を促す等、人が密集しないよう工夫するようにしてください。
- ・ 来場者にはマスク(適宜フェイスガード等)の着用を要請してください。

③ チケット窓口

- ・ 対面で販売を行う場合、アクリル板や透明ビニールカーテン、或いはマスク(適宜フェイスガード等)の着用等により購買者との間を遮蔽するよう努めてください。
- ・ チケット窓口の行列では、間隔(できるだけ2mを目安に最低1m確保するよう努める)を空けた整列を促す等、人が密集しないよう工夫するようにしてください。
- ・ 現金の取扱いをできるだけ減らすため、オンラインチケットの販売やキャッシュレス決済を推奨します。
- ・ 入場時のチケットもぎりの際は、マスク(適宜フェイスガード等)を着用するようにしてください。作業前後は、石鹸・流水による手洗いを徹底して下さい。

④ ロビー、休憩スペース

- ・ 対面での飲食や会話を回避するよう表示等により促すようにしてください。

- ・ 公演前後及び休憩中に、人が滞留しないよう、段階的な会場入り等の工夫を行ってください。
- ・ 常時対人距離を確保(できるだけ2mを目安に最低1m確保するよう努める)してください。
- ・ 常時換気に努めてください。
- ・ テーブル、椅子等の物品の消毒を定期的に行ってください。
- ・ 従事者が使用する際は、入退室の前後に、手洗いや手指消毒を励行してください。

⑤ 楽屋、控室

- ・ 常時換気に努めてください。
- ・ テーブル、椅子等の物品の消毒を定期的に行ってください。

⑥ トイレ

- ・ 不特定多数が接触する場所は、清掃・消毒を行ってください。
- ・ トイレに蓋がある場合、蓋を閉めて汚物を流すよう表示してください。
- ・ ペーパータオルを設置するか、個人のハンカチ等を使うように徹底してください。ハンドドライヤーはウイルスを拡散するため使用しないようにしてください。
- ・ トイレの混雑が予想される施設の場合、間隔(できるだけ2mを目安に最低1m確保するよう努める)を空けた整列を促すようにしてください。

⑦ 飲食施設、物販エリア等

- ・ 現金の取扱いをできるだけ減らすため、オンラインチケットの販売や、キャッシュレス決済を推奨します。

- ・ 飲食物を提供する場合、間隔(できるだけ2mを目安に最低1m確保するよう努める)を開けて座席を配置するように努めてください。真正面の配置を避けるか、またはテーブル上の区切りのパーテーション(アクリル板等)を設けるなど工夫をしてください。
- ・ 混雑時の入場制限を実施してください。
- ・ 施設内の換気を徹底してください。
- ・ 食器、テーブル、椅子等の消毒を徹底してください。
- ・ 飲食施設に関わる従業員は、マスクの着用と手指消毒や石鹼・流水による手洗いを徹底し、飲食施設の利用者も手指消毒を行ってから入場するようにしてください。
- ・ ユニフォームや衣服はこまめに洗濯するように努めてください。
- ・ 対面で販売を行う場合、アクリル板や透明ビニールカーテン、或いはマスク(適宜フェイスガード等)の着用等により購買者との間を遮蔽するよう努めてください。
- ・ 物販を行う場合は、多くの者が触れるようなサンプル品・見本品は極力取り扱わないようにしてください。

⑧ 清掃・ゴミの廃棄

- ・ 清掃やゴミの廃棄を行う者は、マスクや手袋の着用を徹底してください。
- ・ 作業を終えた後は、石鹼・流水による手洗いを行ってください。

(3) 従事者に関する感染防止策

- ・ 施設の管理・運営に必要な最小限度の人数とするなど、ジョブローテーションを工夫してください。
- ・ マスク着用、手指消毒や石鹼・流水による手洗いを徹底してください。

- ・ ユニフォームや衣服はこまめに洗濯してください。
- ・ 出勤前に自宅等での検温を励行し、発熱がある場合には自宅待機等の対応を行ってください。
- ・ 店舗事業者は、従事者の緊急連絡先や勤務状況を把握してください。
- ・ 従事者に感染が疑われる場合には、保健所の聞き取りに協力し、必要な情報提供を行ってください。

(4) 周知・広報

- ・ 感染予防のため、以下について来場者に対して周知・広報してください。
 - 咳エチケット、マスク着用、手洗い・手指の消毒の徹底
 - 物理的距離の確保の徹底(できるだけ 2m を目安に最低 1m を確保)

(5) 保健所との関係

- ・ 公演において感染予防対策及び感染の疑いのある者が発生した場合には速やかに連携が図れるよう、所轄の保健所との連絡体制を整えてください。

4. 公演主催者が講じるべき具体的な対策

公演主催者が講じるべき具体的な対策は、公演主催者において、公演時の地域における新型コロナウイルスの感染状況等により、その感染防止対策の必要性や水準が決定されることに鑑み、以下は参考のための例示として掲げるものです。

公演主催者が必要な措置を講じていないと認められる場合、店舗事業者は公演主催者に対し、必要な措置を講ずるよう十分協議を行ってください。

※ 店舗事業者が公演を主催する場合には、店舗事業者が講じるもの

<公演前の対策>

(1)入場制限

- ・ 公演主催者は、公演の企画にあたって、入場者の密集を制限する方策の導入を検討してください。例えば、以下のような手段が考えられます。
 - 入館可能時間、開演時間の前倒し、入館可能者数の制限
 - (入館待機列の設置等)
 - 日時指定予約の導入
 - 大人数での来館の制限 等
- ・ 来場者が多数になることが見込まれる公演については、各都道府県において示される対応に基づいて実施の可否及び実施する際の方法について慎重に対応を検討してください。
- ・ 持病のある方については、感染した場合の重症化リスクが高いことから、より慎重な対応を検討してください。

(2)来場者との関係

- ・ チケットシステム等により事前に把握している範囲で、公演ごとに、来場者の氏名及び緊急連絡先を把握し、名簿の作成に努めてください。また、来場者に対して、こうした情報が必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得ることを事前に周知してください。
- ・ 来場前の検温の実施の要請のほか、来場を控えてもらうケースを事前に周知するようにしてください。
- ・ 平熱以上の熱がある方、5日以内に平熱を超える発熱をされた方は来場を控えてもらうよう、事前に周知するようしてください。
- ・ 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合、過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航並びに当該在住者との濃厚接触がある場合は来場を控えてもらうよう、事前に周知するようしてください。

- ・ 導入が検討されている接触確認アプリ等を活用する場合、その旨を事前に周知するようにしてください。

(3)公演関係者との関係

- ・ 氏名及び緊急連絡先を把握し、名簿を作成してください。また、公演関係者に対して、こうした情報が必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得ることを事前に周知してください。
- ・ 本ガイドライン及びこれを踏まえた現場の対応方針を、全員に周知徹底を図ってください。
- ・ 楽屋等では、手や口が触れる皿やコップについては、適切に洗浄消毒するなど特段の対応を行い、対応が難しい場合には使い捨ての皿やコップを使用してください。
- ・ 機材や備品、用具等の取り扱い者を選定し、不特定者の共有を制限するようにしてください。
- ・ その他、リハーサルや仕込み・撤去等においても十分な感染防止措置を講じるようにしてください。

<公演当日の対策>

(1)周知・広報

・感染予防のため、店舗事業者と協力の上、来場者に対し以下について周知してください。

-咳エチケット、マスク着用、手洗い・手指の消毒の徹底

-物理的距離の確保の徹底（できるだけ2mを目安に、最低1m確保）

-過度な飲酒への注意喚起

(2) 来場者の入場時の対応

- ・ 以下の場合には、入場しないよう要請してください。
 - ① 来場の前に検温を行い、発熱(37.5度以上)がある場合
 - ② 咳・咽頭痛などの症状(軽度なものを含む。)がある場合
 - ③ 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合、過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航並びに当該在住者との濃厚接触がある場合
- ・ 店舗事業者と協力の上、余裕を持った入場時間を設定し、券種やゾーンごとの時間差での入場、開演時間の前倒し等の工夫を行ってください。
- ・ 入待ちは控えるよう呼び掛けてください。
- ・ パンフレット・チラシ・アンケート等は極力手渡しによる配布は避けるようにしてください。

(3) 来場者の感染防止策

- ・ マスク着用及び定期的な手指消毒を要請してください。
- ・ 来場人数は原則として従前の50%以下を目安としてください。
- ・ 公演中もマスク(適宜フェイスガード等)の着用を要請してください。
- ・ 公演中の来場者同士の接触は控えていただくよう周知してください。
- ・ 来場者と接触するような演出(声援を惹起する、来場者をステージに上げる、ハイタッチをする等)は行わないようにしてください。
- ・ 場内における会話、大声による発声を控えるよう促してください。
- ・ 店舗事業者が要請するルールやマナーを遵守できない来場者へは退場を促してください。

- ・ 店舗事業者と協力の上、密集状態が発生しないように余裕を持った休憩時間を設定してください。
- ・ 休憩中のトイレ混雑を避けるため、休憩時間を十分にとれる時間配分を行ってください。

(4)公演関係者の感染防止策

- ・ 公演の運営に必要な最小限度の人数としてください。
- ・ 各自検温を行うこととし、発熱がある場合には自宅待機とするようにしてください。
- ・ 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合、過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航並びに当該在住者との濃厚接触がある場合には自宅待機とするようにしてください。
- ・ 公演主催者は、従事者の緊急連絡先や勤務状況を把握してください。
- ・ 表現上困難な場合を除き原則としてマスク(適宜フェイスガード等)着用を求めるとともに、出演者間で十分な間隔(できるだけ2mを目安に最低1m確保するよう努める)をとるようにしてください。また、公演前後の手指消毒を徹底してください。
- ・ 公演関係者に感染が疑われる場合には、保健所の聞き取りに協力し、必要な情報提供を行ってください。

(5)公演中に感染が疑われる者が発生した場合の対応策

- ・ 感染が疑われる者が公演中に発生した場合、速やかに然るべき方法で隔離を行ってください。
- ・ 対応するスタッフは、マスクや手袋の着用を徹底し、対応前後には手洗い、手指消毒を徹底してください。
- ・ 速やかに、保健所へ連絡し、指示を受けてください。

(6) 物販

- ・ 現金の取扱いをできるだけ減らすため、オンラインの販売や、キャッシュレス決済を推奨します。
- ・ パンフレット等の物販を行う場合、間隔(できるだけ2mを目安に最低1m確保するよう努める)を開けて整列していただくようにしてください。
- ・ 物販に関わる従業員は、マスク(適宜フェイスガード等)の着用と手指消毒を徹底してください。
- ・ ユニフォームや衣服はこまめに洗濯してください。
- ・ 対面で販売を行う場合、アクリル板や透明ビニールカーテン、或いはフェイスガード等の着用により購買者との間を遮蔽してください。
- ・ 多くの者が触れるようなサンプル品・見本品は取り扱いわないでください。

(7) 来場者の退場時の対応

- ・ 退場時は場内アナウンスまたは適宜な方法(主催者のホームページや SNS 等)で、来場者に対し、公演後2週間以内に感染が疑われる症状が発生した場合の対処の仕方(各自治体が定める問い合わせ窓口や検査の方法等)を、再度周知してください。
- ・ 出待ちや面会等は禁止を要請してください。

<公演後の対策>

- ・ 感染が疑われる者が出た場合、保健所等の公的機関による聞き取りに協力し、必要な情報提供を行ってください。
- ・ 入場者の連絡先を記載した名簿を整理し適切な期間(当面の間1ヶ月を目安に)保存してください。

- ・ なお、個人情報の保護の観点から、名簿等の保管には十分な対策を講じるようにしてください。

※監修:宮沢孝幸(京都大学 ウイルス・再生医科学研究所 附属感染症モデル研究センター ウイルス共進化研究分野主宰)

※当該ガイドラインは、今後、感染の動向や専門家の知見をもとに、適宜遅滞無く見直しを図っていきます。

埼玉県における酒類提供時間制限の協力要請の解除について

本県では、現在特別措置法第24条第9項に基づき、酒類の提供時間について午後10時までとしていただくよう協力を要請しているところですが、県内の感染状況などを総合的に判断し、下記のとおり解除したいと考えています。

記

- 1 協力要請事項
飲食店での酒類の提供時間制限（法第24条第9項）
- 2 協力要請の解除にあたっての前提
徹底した感染防止策を講じること

新型コロナウイルス感染症に係る臨時休業等の考え方について

令和 2 年 6 月 〇〇 日
教 育 局

1 基本的事項

県立学校における新型コロナウイルス感染症に係る臨時休業等の対応についての基本的な事項を定める。

2 児童生徒の出席停止

児童生徒の感染が判明した場合又は感染者の濃厚接触者に特定された場合には、出席停止措置を取る。

出席停止期間については、保健所等の助言を踏まえ、教育局（保健体育課）と連携を図った上で校長が適切に判断する。

3 学校の臨時休業

児童生徒や教職員（以下、「児童生徒等」という。）の感染が確認された場合、以下の 4 点を踏まえ、保健所等からの助言、校長の所見を基に、教育委員会において臨時休業を判断する。

- ① 学校内における活動の態様
- ② 接触者の多寡
- ③ 地域の感染拡大の状況
- ④ 感染経路の明否

なお、保健所による調査の結果、感染症法上の対応が適切と判断された場合には、感染症法に基づく対応に移行する。

4 臨時休業から休業解除までの対応手順（別紙参照）

プロセス 1 PCR検査対象となった場合の対応

- ・当該児童生徒等については、出席停止又は出勤停止とする。
- ・検査結果が出るまでの間、学校において濃厚接触者に係る次の状況を確認し、教育局（保健体育課）に報告する。（様式 1）
- ・保健所等との連携を図る。

（特に重要な確認項目）

- ・症状を呈した 2 日前からの学校内外での活動状況、家族構成等
- ・症状を呈した 2 日前からの接触者と接触状況

プロセス 2 感染が確認された場合の対応

学校の全部を臨時休業とする。ただし、児童生徒等に濃厚接触者がいないことが明らかな場合を除く。

保健所による調査・濃厚接触者の特定

保健所による調査が行われ、濃厚接触者（児童生徒等）の特定がなされる。

その結果により、①濃厚接触者がいる場合（プロセス3-1）②濃厚接触者はいない場合（プロセス3-2）③濃厚接触者はいないが、複数の感染者が確認された場合や感染者の感染経路が不明な場合（プロセス3-3）に分類される。

プロセス3-1 濃厚接触者がいる場合の対応

保健所の調査により濃厚接触者がいると判断された場合には、濃厚接触者に対しPCR検査が実施され、陽性又は陰性の判断がなされる。

プロセス3-1-1 濃厚接触者が陽性の場合の対応

PCR検査の結果、濃厚接触者が陽性と判断された場合には、プロセス2以降に戻りその者からの濃厚接触者の有無を特定する。

プロセス3-1-2 濃厚接触者が陰性の場合の対応

PCR検査の結果、陰性の場合には、臨時休業を解除する。

プロセス3-2 濃厚接触者がいない場合の対応

保健所の調査により濃厚接触者がいないと判断された場合には、臨時休業を解除する。

プロセス3-3 濃厚接触者はいないが、複数の感染者が確認された場合や感染者の感染経路が不明な場合の対応

保健所の調査により濃厚接触者がいないと判断されたものの、複数の感染者が確認された場合や感染経路が不明な場合には、保健所等からの助言、校長の所見を基に、教育委員会において臨時休業を決定する。

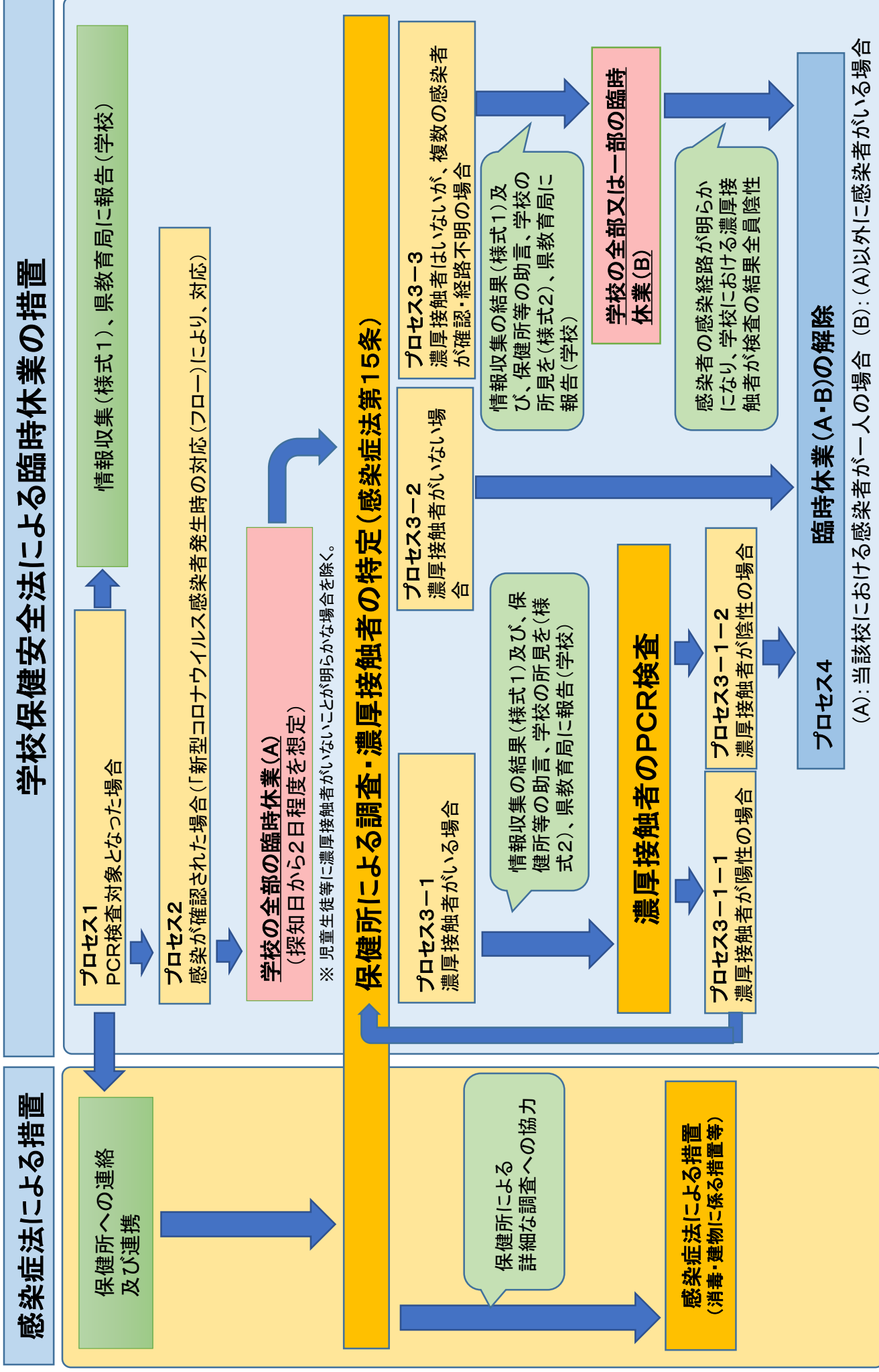
プロセス4 臨時休業の解除

感染者の感染経路が明らかになり、学校における濃厚接触者が、検査の結果全員陰性となった場合は、臨時休業を解除する。

5 市町村教育委員会への情報提供

県立学校の対応について市町村教育委員会に対し情報提供を行い、各市町村教育委員会において適切に判断していただく。

臨時休業から休業解除までの対応手順



学校保健安全法による臨時休業の措置

感染症法による措置

臨時休業(A・B)の解除

(様式1)

新型コロナウイルス感染者発生時の対応
(臨時休業等に係る調査書)

1 児童生徒・教職員の概要 (学校で聞き取り後、保健所へ提出)

・氏名：_____ (かな_____)
・性別：男・女 ・年齢：_____歳 ・生年月日：____年__月__日生まれ
・居住地：_____市町村
・部活動：_____ ・委員会：_____
・通学(通勤)方法：_____
・教科・顧問：_____ (教職員の場合)
・兄弟姉妹・同居家族等の状況：_____
・病歴：高齢者 糖尿病 心不全 呼吸器疾患 その他 (_____)
・最終登校(出勤)日 _____月 _____日
・登校(出勤)時のマスク着用の有無
・その他：_____

2 症状 (いつからを含む)

以下の症状が発現した日時 _____月 _____日 _____曜日 _____時 _____頃
症状 発熱 ()℃ 咳 倦怠感 のどの痛み 呼吸困難 鼻水 鼻づまり 頭痛 関節・筋肉痛 下痢 嘔き気 嘔吐 味覚・臭覚異常 その他 (_____)
・現在の状況
・医療機関の受診状況 _____月 _____日 () _____ 病院 医院 クリニック _____月 _____日 () _____ 病院 医院 クリニック
・PCR検査状況 _____月 _____日 () _____時頃 検体採取 _____月 _____日 () 結果(陽性・陰性) 検査実施期間： _____保健所 _____病院 医院 クリニック

3 登校(出勤)状況、接触状況

症状を呈した2日前からの状況
・授業への出席状況
・部活動などの最終活動日
・更衣室・部室等の利用状況
・行動を共にすることが多かったのは誰か
・食事は、誰と一緒にすることが多かったか

(様式2)

新型コロナウイルス感染者発生時の対応
(臨時休業等に係る具申書)

1 保健所からの指示・助言事項

・感染者発生時の指示・助言事項

・様式1～3の調査結果を受けての指示・助言事項

2 学校長の所見

(調査結果や保健所からの指示・助言事項のほか、特に必要と考えられる
意見や事項がある場合、記載する。)

新型コロナウイルス感染症に係る臨時休業の目安（内規）

1 臨時休業の標準例

(1) 児童生徒等の感染が確認され、濃厚接触者が確認されるまでの間

原則として、学校の全部の休業を行う（A）。（期間は探知日から2日程度）

※ただし、児童生徒等に濃厚接触者いないことが明らかな場合を除く。

(2) 児童生徒等の感染者が1人の場合

ア 児童生徒等に濃厚接触者がいない場合は、臨時休業しない。（感染した児童生徒は出席停止・教職員は出勤停止措置を行う。）

イ 濃厚接触者がいる場合は、感染者及び濃厚接触者のいる学級を休業とする。

※濃厚接触者が他学年の場合も同様とする。

(3) 児童生徒等の感染者が複数の場合

ア 児童生徒等に濃厚接触者がいない場合は、臨時休業しない。（感染した児童生徒は出席停止・教職員は出勤停止措置を行う。）

イ 児童生徒等濃厚接触者がいる場合は、感染者及び濃厚接触者のいる学級を休業（B）とする。

※濃厚接触者が他学年の場合も同様とする。

ウ 感染経路が不明な場合は、学校全体の休業（B）を行う。

2 臨時休業の解除の標準例

濃厚接触者の特定が完了し、その時点での濃厚接触者の検査結果がすべて陰性となったとき。

3 臨時休業の標準例（イメージ図）

●：感染者 △：濃厚接触者

※臨時休業を検討する時点で、感染者及び濃厚接触者の出席停止措置は完了していること。

【ケース 1】感染者が 1 人で濃厚接触者がいない場合

	A 組	B 組	C 組	対 応	解除の考え方
1 学年	●			—	/
2 学年					
3 学年					

【ケース 2】感染者が 1 人で濃厚接触者が当該クラスにいる場合

	A 組	B 組	C 組	対 応	解除の考え方
1 学年	●△			1 年 A 組の休業	△が感染元となる新たな濃厚接触者がいないと確認された時点
2 学年				—	
3 学年				—	

【ケース 3】感染者が 1 人で濃厚接触者が複数（他学年にいる場合も含む）いる場合

	A 組	B 組	C 組	対 応	解除の考え方
1 学年	●△	△		1 年 A 組・B 組の休業	△が感染元となる新たな濃厚接触者がいないと確認できた時点
2 学年			△	2 年 C 組の休業	
3 学年				—	

【ケース 4-1】感染者が複数で濃厚接触者がいない場合

（それぞれの感染経路が明らかで、学校内感染ではない場合）

	A 組	B 組	C 組	対 応	解除の考え方
1 学年	●			—	/
2 学年		●			
3 学年					

【ケース 4-2】感染者が複数で濃厚接触者がいる場合

【ケース 2～3】に準じる。

【ケース 4-3】感染者が複数で感染経路が不明

	A 組	B 組	C 組	対 応	解除の考え方
1 学年	●			全部の休業 ※学校での感染が否定できないため	濃厚接触者の特定が完了し、その時点での濃厚接触者の検査結果がすべて陰性となった場合
2 学年		●			
3 学年					

- ・有症状者に関する退院基準について、WHO（世界保健機関）の基準が短縮（14日→10日）されたことを踏まえ、有症状者の退院基準について期間の短縮（14日→10日）を行う。
- ・また、無症状病原体保有者の退院基準についても、無症状病原体保有者に関する新たな知見が明らかになったことを踏まえ、CDC（米国疾病予防管理センター）の基準も参考にし、時間の経過に基づく基準に加え、新たに、PCR検査による退院基準を設定することとする。

退院基準の改定

1. 有症状者^{（注1）}の場合
 - ① 発症日^{（注2）}から**10日間経過し**、かつ、症状軽快^{（注3）}後72時間経過した場合、退院可能とする。
 - ② 症状軽快後24時間経過した後、24時間以上間隔をあげ、2回のPCR検査^{（注4）}で陰性を確認できれば、退院可能とする。
2. 無症状病原体保有者の場合
 - ① 検体採取日^{（注5）}から**10日間経過**した場合、退院可能とする。
 - ② **検体採取日から6日間経過後、24時間以上間隔をあげ2回のPCR検査陰性を確認できれば、退院可能とする。**

※ 10日以上感染性を維持している可能性がある患者（例：重度免疫不全患者）では、地域の感染症科医との相談も考慮する。

※ 退院基準・解除基準の改定時にすでに有症状者・無症状病原体保有者に該当している場合には、発症日等にさかのぼって新たな退院基準・解除基準を適用する。

【改定前の退院基準】

1. 有症状者の場合：①発症日から14日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合、退院可能とする。
②発症日から10日間経過する前に症状軽快した場合、症状軽快後24時間経過後、24時間以上間隔をあげ2回のPCR検査陰性を確認できれば退院可能とする。
2. 無症状者の場合：発症日から14日間経過した場合に、退院可能とする。

宿泊療養等の解除基準の改定

退院基準の改定案と同様とする。

【改定前の宿泊療養等の解除基準】

発症日から14日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合、解除可能とする。

注1 重症化リスクがない者等で、医師が必ずしも入院が必要な状態ではないと判断した場合には、宿泊療養等で療養する。

注2 症状が出始めた日とし、発症日が明らかではない場合には、陽性確定に係る検体採取日とする。

注3 解熱剤を使用せずに解熱しており、呼吸器症状が改善傾向である場合をいう。注4 その他の核酸増幅法を含む。注5 陽性確定に係る検体採取日とする。

注6 退院後に再度陽性となった事例もあることから、退院・解除後4週間は自ら健康観察を行い、症状が出た場合には、速やかに帰国者・接触者相談センターへ連絡し、その指示に従い、医療機関を受診する。

(参考) 期間計算のイメージ図

【有症状者の場合】

- ① 発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合、退院可能

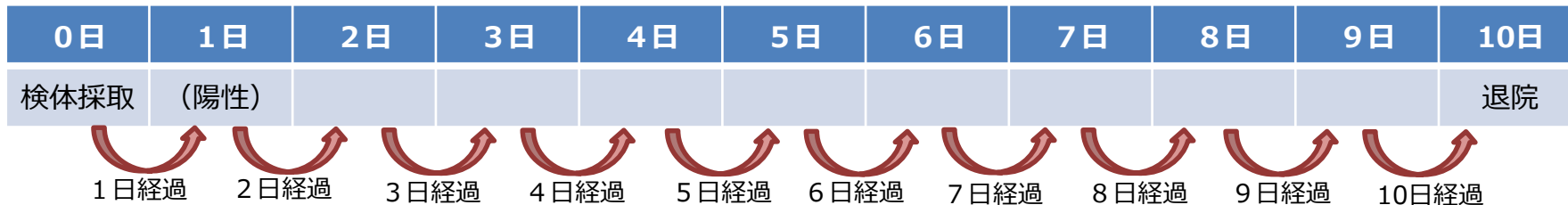


- ② 症状軽快後24時間経過した後、24時間以上間隔をあげ、2回のPCR検査で陰性を確認できれば、退院可能

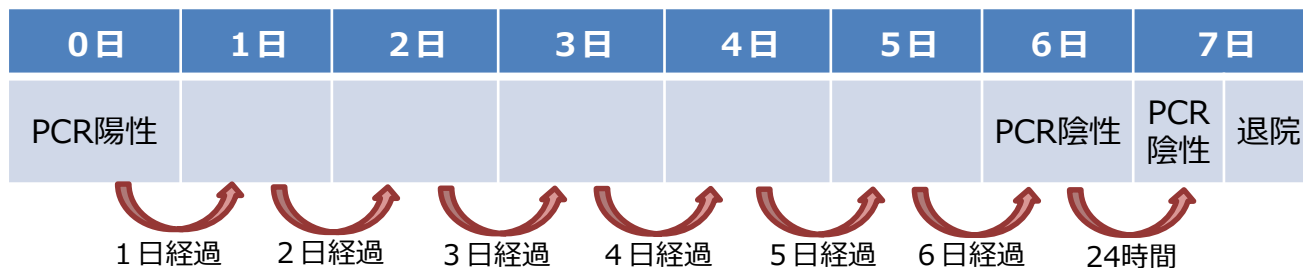


【無症状病原体保有者の場合】

- ① 検体採取日（陽性確定に係る検体採取日）から10日間経過した場合、退院可能



- ② 検体採取日から6日間経過後、24時間以上間隔をあげ2回のPCR検査陰性を確認できれば、退院可能



健感発0612第1号
令和2年6月12日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長
(公 印 省 略)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて（一部改正）

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）における新型コロナウイルス感染症の患者及び無症状病原体保有者の退院の取扱いについて、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて（一部改正）」（令和2年2月6日健感発0206第1号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）を別添のとおり一部改正しますので、十分御承知の上、その取扱いに遺漏のないようご対応をお願いいたします。

本通知による改正後の取扱いについては、本日より適用することとします。なお、既に新型コロナウイルス感染症の患者又は無症状病原体保有者として入院している者に関して、新型コロナウイルス感染症の患者については発症日に、無症状病原体保有者については陽性確定に係る検体採取日に、それぞれさかのぼって改正後の退院に関する基準を適用することとします。

新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて（一部改正）」（令和2年2月6日健感発0206第1号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）

新	旧
<p>第1 退院に関する基準</p> <p>新型コロナウイルス感染症の患者について、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第3条において準用する法第22条の「病原体を保有していないこと」とは、原則として次の①に該当する場合とする。ただし、次の②に該当する場合も差し支えないこととする。</p> <p>① 発症日から <u>10</u> 日間経過し、かつ、症状軽快後 72 時間経過した場合</p> <p>② 発症日から 10 日間経過以前に症状軽快した場合に、症状軽快後 24 時間経過した後に核酸増幅法の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した 24 時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合</p> <p>また、<u>新型コロナウイルス感染症の無症状病原体保有者</u>については、<u>原則として次の③に該当する場合に、退院の基準を満たすものとする。ただし、次の④に該当する場合も退院の基準を満たすものとして差し支えないこととする。</u></p>	<p>第1 退院に関する基準</p> <p>新型コロナウイルス感染症の患者について、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第3条において準用する法第22条の「病原体を保有していないこと」とは、原則として次の①に該当する場合とする。ただし、次の②に該当する場合も差し支えないこととする。</p> <p>① 発症日から <u>14</u> 日間経過し、かつ、症状軽快後 72 時間経過した場合</p> <p>② 発症日から 10 日経過以前に症状軽快した場合に、症状軽快後 24 時間経過した後に核酸増幅法の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した 24 時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合</p> <p>また、<u>無症状病原体保有者</u>については、<u>発症日から 14 日間経過した場合に、退院の基準を満たすものとする。</u></p>

③ 発症日から 10 日間経過した場合

④ 発症日から 6 日間経過した後に核酸増幅法の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した 24 時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合

発症日とは、患者が症状を呈し始めた日とし、無症状病原体保有者又は発症日が明らかでない場合については、陽性確定に係る検体採取日とする。症状軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることとする。

上記の核酸増幅法の検査の際に陽性が確認された場合は、24 時間後に核酸増幅法の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した 24 時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認されるまで、核酸増幅法の検査を繰り返すものとする。(①又は③に該当した場合を除く)

なお、患者が再度症状を呈した場合や無症状病原体保有者が新たに症状を呈した場合は、症状軽快後に上記の場合に該当するまで退院の基準を満たさないものとする。

第 2 就業制限に関する基準
(略)

発症日とは、患者が症状を呈し始めた日とし、無症状病原体保有者又は発症日が明らかでない場合については、陽性確定に係る検体採取日とする。症状軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることとする。

上記の核酸増幅法の検査の際に陽性が確認された場合は、24 時間後に核酸増幅法の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した 24 時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認されるまで、核酸増幅法の検査を繰り返すものとする。(①に該当した場合を除く)

なお、患者が再度症状を呈した場合や無症状病原体保有者が新たに症状を呈した場合は、症状軽快後に上記の場合に該当するまで退院の基準を満たさないものとする。

第 2 就業制限に関する基準
(略)

事務連絡
令和2年6月12日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省新型コロナウイルス感染症
対策推進本部

新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養の対象
並びに自治体における対応に向けた準備について（一部改正）

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）における新型コロナウイルス感染症の患者及び無症状病原体保有者の退院の取扱いについては、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて（一部改正）」（令和2年6月12日健感発0612第1号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）により本日改正されたところ、当該改正を踏まえ、「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養の対象並びに自治体における対応に向けた準備について」（令和2年4月2日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）についても別添のとおり一部改正しますので、十分御承知の上、その取扱いに遺漏のないようご対応をお願いいたします。

本事務連絡による改正後の取扱いについては、本日より適用することとします。なお、既に宿泊療養又は自宅療養している者に関して、新型コロナウイルス感染症の患者については発症日に、無症状病原体保有者については陽性確定に係る検体採取日に、それぞれさかのぼって改正後の解除に関する基準を適用することとします。

新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養の対象並びに自治体における対応に向けた準備について」
(令和2年4月2日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)

新	旧
<p>2. 宿泊療養・自宅療養の対象及び解除の考え方</p> <p>(2) 解除に関する考え方</p> <p>○ <u>新型コロナウイルス感染症の患者（有症状者）については、原則として次の①に該当する場合に、宿泊療養又は自宅療養を解除するものとする。ただし、次の②に該当する場合も、解除して差し支えないこととする。</u></p> <p>① <u>発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合</u></p> <p>② <u>発症日から10日間経過以前に症状軽快した場合に、症状軽快後24時間経過した後に核酸増幅法の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した24時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合</u></p> <p>○ <u>無症状病原体保有者については、原則として次の③に該当する場合に、宿泊療養又は自宅療養を解除するものとする。ただし、次の④に該当する場合も、解除して差し支えないこととする。</u></p> <p>③ <u>発症日から10日間経過した場合</u></p> <p>④ <u>発症日から6日間経過した後に核酸増幅法の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した24時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合</u></p> <p>○ <u>発症日とは、患者が症状を呈し始めた日とし、無症状病原体保</u></p>	<p>2. 宿泊療養・自宅療養の対象及び解除の考え方</p> <p>(2) 解除に関する考え方</p> <p>○ <u>発症日から14日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合に、宿泊療養又は自宅療養を解除するものとする。</u></p> <p>○ <u>発症日とは、患者が症状を呈し始めた日とし、無症</u></p>

有者又は発症日が明らかでない場合については、陽性確定に係る検体採取日とする。症状軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることとする。

また、上記の核酸増幅法の検査の際に陽性が確認された場合は、24時間後に核酸増幅法の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した24時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認されるまで、核酸増幅法の検査を繰り返すものとする。(①又は③に該当した場合を除く)

なお、患者が再度症状を呈した場合や無症状病原体保有者が新たに症状を呈した場合は、症状軽快後に上記の場合に該当するまで解除の基準を満たさないものとする。

以下 略

状病原体保有者又は発症日が明らかでない場合については、陽性確定に係る検体採取日とする。また、症状軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることとする。

以下 略